

令和5年度室蘭市立海陽小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(1) いじめの定義 (H25～)

海陽小学校では、法において規定されているいじめの定義を踏まえ対応する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

「けんか」や「ふざけ合い」「いじり」がいじめに該当するか否かの判断は、第一に、被害児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

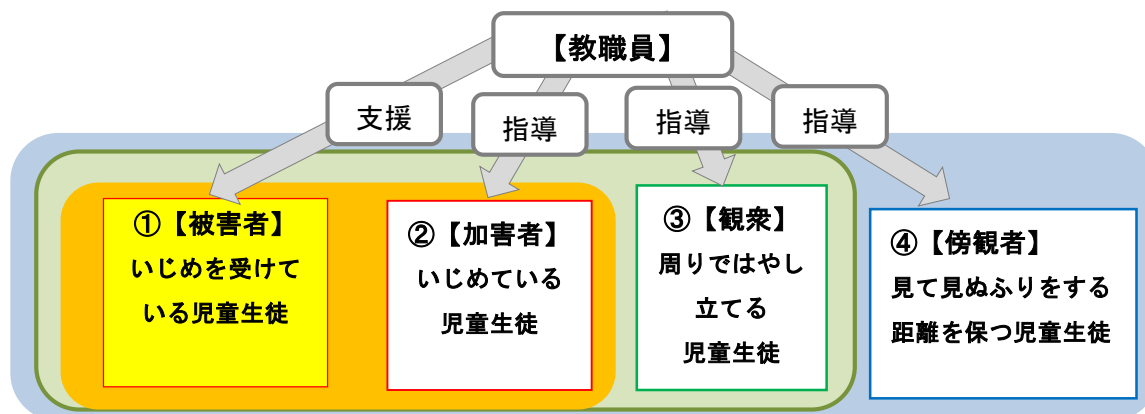
例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、時間をかけよく話を聞き、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、確認する必要がある。

インターネット上で悪口や誹謗中傷を書かれた児童生徒について、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要である。いじめの定義の理解が不十分であることが不適切な初動対応につながっていることが多く、この定義を児童生徒はもとより市民全体が理解できるよう取組を進め、家庭や地域においてもいじめを見逃さない体制づくりに努める。

また、相手のことを思い行った行為が、意図せず相手の児童生徒の心身に苦痛を与えたような場合、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を築けた場合等においては、「いじめ」という言葉を使うことなく指導するなど、柔軟な対応は可能である。

ただし、法が定義するいじめに該当するので、校内いじめ対策組織への報告、情報共有は必要である。

(3) いじめの構造と教職員の役割



いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。国立教育政策研究所の調査から、いじめは多くの児童生徒が被害も加害も経験することがわかっている。例えば、「暴力を伴わない」いじめであっても生命や身体に重大な危機を生む場合があることを理解しなければならない。

いじめは、「被害者」「加害者」だけでなく、児童生徒の所属集団の問題でもあり、いじめをはやしたてたり、おもしろがったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりする「傍観者」の存在が影響を与えるという構造を理解しなければならない（いじめの四層構造）。

観衆や傍観者の立場にいる児童生徒は、結果としていじめを助長していることになり、また、多くの児童生徒が被害者としてだけではなく、加害者としても巻き込まれることや、被害者と加害者の関係が比較的短期間で入れ替わる場合もある。こうしたことを踏まえ、いじめの解決に向けては、傍観者が、仲裁者、通報者、シェルター（避難所となる味方）と変われるような指導を行うなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努めるものとする。また、いじめの早期発見や、発見後の対策等の検討に際し、傍観者からの情報収集が効果的であり、重要な要素となる。

いじめの兆候を発見した際の教職員の役割として、被害者の苦痛を取り除き、徹底して守り抜くための支援を行うとともに、加害者に対して直ちにいじめ行為をやめさせる指導が初期対応として最も重要である。教職員は、上記のいじめの四層構造を理解した上で、いじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に取り組んでいく。

① 被害者に対して

まずは、被害者の立場に立ち、そのつらい気持ちを受け止める。事実を確認するとともに、「最後まで徹底的に守り通す」という姿勢を示す。

② 加害者に対して

いじめの背景にも目を向け、成長支援という観点を持って指導する。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした

態度で粘り強く指導する。

③ 観衆・④傍観者に対して

いじめを当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。さらに、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度を全体に示すだけでなく、はやし立てたり、見て見ぬふりしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。

教職員からの指導と支援については、児童生徒との間に信頼関係があることが基本となる。また、教職員の言動や働きかけによって、児童生徒を傷つけることのないように配慮することが大切である。

(4) HSCや発達障がいを持つ児童生徒等への理解

HSC(※3)や発達障がいを持つ児童生徒は集団への適応を苦手とすることも多く、その発達状況や特性により、いじめの被害者となるばかりでなく、加害者となることも考えられることから、その特性を十分に理解して対応することが重要である。そのため、「学校いじめ対策組織」(※4)等により、学校全体で情報共有するとともに、保護者と共通の認識を持ち、連携することが重要である。

また、HSCのように、感覚や人の気持ちに敏感で傷つきやすい児童生徒の多くは第三者の態度や言動にも敏感であり、その行為をいじめと感じたり、教職員の言動にも心身の苦痛を感じることもあることも想定されるため、適切な配慮をする必要がある。

※3 言動等に敏感・繊細で感受性の高い気質を持つ子ども。

※4 「学校いじめ対策組織」とは、各学校において、被害児童生徒及び保護者のケアと、加害児童生徒の指導を組織的に推進するためのもの。その構成員は、主に管理職・指導部長・養護教諭・担任・学年主任等。

2 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを

通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、*「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

「学校いじめ対策組織」とは、各学校において、いじめられた児童及び保護者のケアと、いじめた児童の指導を組織的に推進するためのもの。その構成員は、主に管理職・指導部長・養護教諭・担任・学年主任など。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの学校にもどの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存

在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等に適切に対処できる力の育成や自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童のささいな変化に気付く力を高める必要がある。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。さらに、いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーとの連携、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめの適切な対処

学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

また、学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めるため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことや組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

学校におけるいじめの問題への取組の推進に際しては、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す観点から、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、既存の組織等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察署、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な

連携が必要であり、平素から、関係機関と情報共有のできる体制を構築していくことが必要である。

4 学校における主な取組

いじめの問題に対しては、学校が組織的に対応し、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行う必要がある。学校では、全校的にこの組織を設置し、「学校基本方針に基づく取組の実施や評価・検証」、「いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集・記録・共有」、「いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・方針の決定、保護者との連携」といった取組・対応を図る。

(1) いじめを起こさせない取組<未然防止>

①いじめ対処方針の周知

- ア 学校は、いじめへの対処方針、指導計画等を明確にし、年度方針会議などの場において、教職員に周知を図るとともに、それらを積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各教職員は、各自の分掌などに応じ、方針の具現化に向けた取組や指導、支援に努める。
- イ 学校は、入学式やPTA総会、学級懇談、新入生説明会等、保護者の集まる場面や学校だより等により、いじめの問題について、学校の方針を児童や保護者に伝える。
- ウ 学校は、町内会・自治会、地域関係団体等に対しても方針の周知を図り、地域ぐるみで子どもたちを見守っていただくよう、協力を依頼する。

②授業改善によるわかる授業づくり

いじめ等の問題の背景には児童のストレスの存在が挙げられ、そのストレスをもたらす最大のストレスは友人関係や勉強にまつわる嫌な出来事と続く。学校は、「第3期室蘭市学力向上基本計画」に基づき、わかる授業づくりを進めることで、授業が児童のストレスとならないよう授業改善を進める。

③多角的な児童理解

学校は、児童の問題行動を未然に防いだり、抱えている問題を最小限の段階に留めたりするため、児童の心に寄り添い、共感的な理解や客観的な理解に努めるなど、日常からの積極的な児童理解に努める。

④特別の教科道徳を要としての道徳教育の充実

学校は、全ての児童が正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりを進められるよう、特別の教科道徳の指導内容を重点化し、日

ごろから計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の指導の充実を図る。また、年間指導計画の見直しを図り、児童の心に響く特別の教科道徳となるよう工夫・改善を図る。

⑤規範意識の醸成

- ア 学校は、児童が規律ある学校生活を営むことができるよう、学級担任だけでなく全教職員の共通理解・共通行動を基に規範意識の醸成を図る。その際、児童生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。さらに、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を図る。
- イ 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくようにする力を育てる。
- ウ 学校はいじめ問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

⑥豊かな人間関係づくり

<自己有用感・自己存在感を味わえる学級づくり・授業づくり>

学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを推進する。

<行事や諸活動等における集団づくり、人間関係づくりの推進>

学校は、児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。

<教職員と児童との信頼関係の構築>

学校は、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つという認識の下、児童一人一人についての多角的な理解を深めるとともに、全教育活動において、児童との間の信頼関係の構築に努める。

⑦児童会や生徒会による主体的な活動の推進

近年、児童が、対人関係や社会性の未熟さ等により、協力してよりよい生活を築くことができず、そのことがいじめや不登校、暴力行為などの一因となっ

ていることが指摘されている。

このような状況を踏まえ、学校は、望ましい人間関係を築く力や社会性を育むために、児童同士が協力し合って生活づくりや問題の解決に取り組むなど、自ら考え行動する取組を通じて、生徒会や児童会が主体となった活動の推進を図る。

<学校における児童会・生徒会による主体的な取組の例>

児童の悩みや想いを把握するための「目安箱」等の設置
地域の方々と共に行う「挨拶運動」
仲間づくりを促進するための各種「縦割り活動」
いじめを無くすためのスローガン等の作成

<生徒指導強調月間の取組>

北海道教育委員会では児童同士が協力し合って生活づくりや問題の解決に取り組むなど自ら考え行動する活動を「児童仲良しコミュニケーション活動」として、毎年1～3月を「生徒指導強調月間」として取組を進めるよう位置づけている。学校は、この「生徒指導強調月間」における取組を推進する。

<むろらん子どもサミットと各校生徒会・児童会活動の連動>

学校は、むろらん子どもサミットの基盤が学校の生徒会・児童会活動にあることを踏まえ、日常の児童会・生徒会活動を推進するとともに、サミットにおける交流内容等を自校の具体的な活動や取組に生かすなどして、サミットの効果を全校児童へ還元し児童会・生徒会活動の活性化を図る。

⑧いじめの未然防止に係る児童への啓発や実態把握の実施

学校は、上記取組や活動等によりいじめの未然防止に努めるとともに、各種啓発資料の配付や指導、「いじめ根絶メッセージコンクール」への参加等を通して、継続的にいじめの未然防止に係る啓発を行う。

また、児童の実態について、日常からの丁寧な観察や声かけに努めるとともに、子ども理解支援ツール「ほっと」の活用や教育相談の実施等を通して把握に努める。

⑨いじめの未然防止のための連携強化

いじめの未然防止のためには、日頃から、学校・家庭・地域が連携し、子どもの豊かな人間性を育むことが大切であることから、学校は、家庭や地域、関係機関の共通理解と連携・協力関係の下、次の点に留意して、いじめの未然防止のための連携を図る。

家庭との日常的な連絡・連携の重視（連絡帳、各種便り、電話、訪問）

いじめに対する学校方針の周知（各種便り、保護者会、学校HP等）

各地区子どもを守る推進協議会等における情報交流、地域パトロール隊等と

の連携強化

生徒指導担当者会議や教護会における連携（横の繋がり）

校区内小・中学校における連携（縦の繋がり）

（２）小さな変化・兆候を見逃さない取組＜早期発見＞

①小さな変化・兆候を敏感に受け止める

学校は、いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童が発する小さな変化や兆候を見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童理解を図り、いじめの早期発見に努めることが重要である。

そのためには、授業時間はもとより、朝・帰りの会や休み時間、給食時間や掃除の時間等において、児童の表情や仕草、言動、人間関係等の変化や違和感を敏感に感じとる必要がある。

また、日常のふれあいや教育相談等の直接的なかかわりによる状況把握だけでなく、アンケート調査を定期的に行うなど、様々な角度から児童の状況についての的確に把握する。

②年５回のアンケート調査の実施と保存

室蘭市では、児童の状況について、定期的に、また、様々な角度から把握することができるよう、年に５回のアンケート調査を実施することとしている。各学校は、アンケート調査実施後に教育相談を実施するなど、きめ細やかな対応に努める。また、アンケートの保存期間を、アンケート実施後の翌年４月１日より、原則、３年保存とする。なお、重大事態発生時など、児童の事故が起きたときに、実施したアンケート調査の調査票の保管は５年保存とする。

③児童と教職員の信頼関係の確立

学校では、アンケートや教育相談、随時の面談等、様々な手段で児童の声が教職員に届くような取組・対応を行っているが、児童の声が確実に届くようにするためには、児童が教職員に安心して相談できる体制づくりや日常の教育活動を通じて信頼関係を築くことが大切である。

そのためには、日頃から児童一人一人に積極的な関心を持ち、児童の「よいところを常に発見する」という姿勢でかかわるとともに、教職員自らが自分を素直に表現し、児童と真摯に向き合うよう心がける。

④教育相談体制の充実

教育相談は、学校生活において児童と接する教職員にとって不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つである。学校は、校内体制を整備するとともに、教育相談に対する教職員一人一人の意識を高めていくことが重要である。

教職員には、人間的な温かみや受容的な態度が成熟している等の人格的な資

質とともに、アセスメント（見立て）や児童の「困り感」や「つらさ」を共感的に理解し、対応を考えるとといった知識と技能の両面が求められる。

相談から「いじめ」の問題やその可能性が浮かび上がってきた場合、教職員は、そのことを敏感にそして深刻に受け止め、校内での報告・連絡・相談を確実に実施し、対応マニュアルに基づき、組織として具体的な対応を迅速に図る。

⑤子ども理解支援ツール「ほっと」等のアセスメントツールの活用

児童のいじめや不登校等の問題行動等への対応については、児童が、自分の思いや考えを適切に表現したり、思いやりの心をもって他者とかがわったりするなど、よりよい人間関係を築く力を高めていくことが大切であることから、学校は、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用し、児童理解に努める。

⑥連続で欠席した児童生徒の把握と情報共有

室蘭市では、各学校で連続3日間欠席した児童生徒の状況を担任が家庭訪問の上「連続3日シート」を作成し、速やかに校内で情報共有する。連続5日、または累積15日欠席した児童生徒について「欠席状況報告書」を室蘭市教育委員会へ提出することとしている。各学校は、児童生徒の欠席日数の推移や原因等を客観的に把握し、欠席の裏にいじめや虐待、ヤングケアラー等の問題が潜んではいないか等を見極めつつ作成し、今後の対応について組織的に進めるよう確認をする。

⑦相談窓口の周知

学校は、日頃から児童の発する小さなサインを敏感に受け止めるように努め、悩みに共感しながら相談に応じることができる体制づくりを推進することはもとよりいじめや学校生活に悩む児童や保護者が相談できる窓口を紹介するなど、迅速かつ適切に対応する。

⑧児童による、互いを思いやり、互いの変化に気付くための取組の推進

いじめの問題の早期発見は、教職員や保護者、地域の方々等の大人による対応や取組はもとより、児童自身が互いを思いやり、互いの言動や行動の些細な変化に気付き、児童自らの手で早期発見し解決に導くことも重要である。そのためには、互いを思いやる学級風土の醸成とともに、児童会・生徒会による主体的な活動も重要な役割を占める。

学校は、児童の悩みや思いを把握するための「目安箱」等の設置や互いに声を掛け合う「挨拶運動」等、学校の実態に合わせ、教職員による取組と並行して、児童会・生徒会による未然防止・早期発見の取組を積極的に推進する。

⑨いじめの早期発見に向けた連携

いじめの問題や生徒指導上の諸問題については、学校の内外を問わず発生することを踏まえ、学校は、第一に「家庭との連携」を重視し、児童の情報連携をお互いに密にする。また、地域パトロール隊や子どもを守る推進協議会等の方々（町会、自治会、民生委員等）には、登下校中や休日の児童の様子について、日常の情報連携に努める。また、各種会議や懇談会の議題として「いじめの問題」や「児童の様子」を取り上げるなど、児童の情報を把握できるように努める。

(3) 被害児童生徒を絶対を守る〈適切な事案対応〉

①「いじめ対応方針」の作成

学校は、「市いじめ基本方針」、「学校基本方針」等を基に、いじめが発生した場合の「いじめ対応方針」（学校独自の対応マニュアル）を作成し、教職員の共通理解を図るとともに、学校組織として、迅速かつ適切な対応を図る。以下、「いじめ対応方針（学校マニュアル）」の基本事項を示す。

- 教職員による観察
- 児童・保護者からの相談

いじめ発見

- アンケート、教育相談
- 外部からの相談

校内組織による対応

◇全校体制で取り組む◇

校長（教頭）、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、
※事案に応じて、柔軟に編成する。

- ①情報の整理 ○ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童生徒の特徴
- ②対応方針 ○ 緊急度や危険度の確認 ・事情聴取や指導の際の留意事項確認
○ 指導方針の検討、学年集会、学級指導の企画、保護者への対応等
- ③ 役割分担 ○ 事情聴取（加害者・被害者）と指導担当
○ 周囲の児童生徒と全体指導担当 ・保護者、関係機関対

全体会議（臨時職員会議等）

- 情報の共有 ○指導方針の共通理解 ○校内的な取組および支援体制

事実の究明と指導

◇いじめられた児童の立場に立った対応◇

- 徹底していじめられた児童生徒の味方になる。
- 表面的な変化で判断せず、支援を継続する。
- 「君にも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない

いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

【加害者（いじめを行った児童）への指導】

- いじめをおこなった背景を理解しつつ、
行った行為に対しては毅然と指導する。

【観衆、傍観者への対応】

- 学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

いじめ問題解消に向けた継続的な指導

- アンケートや面談による実態把握
- 教育相談体制の強化
- 児童に主体的な活動
- 人間関係づくりを目指した取組
- 命を大切にす心や思いやりの心等、道徳性の育成

保護者との連携

【被害者の保護者】

- 指導方針を説明し理解を求め、指導に誤りがあった場合は謝罪する。

【加害者の保護者】

- 事実を伝え、被害児童の心情と学校の指導方針を理解してもらう。

保護者との連携

- 指導経過、児童の様子
定期的な連絡、指導上の連携

②解決が困難ないじめの問題が発生した場合

教育委員会との連携

学校は、いじめの問題が発生し、さらに、「被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いたり、保護者との対応に苦慮している事案」やそれらの兆候が見られる場合、「児童の生命・身体に係る重大な事案」等が発生した場合は、被害児童を絶対に守るよう対応を図るとともに、速やかに教育委員会へ報告する。

警察等関連機関との連携

いじめにより児童の生命または身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報することが必要である。また、児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。

学校は、いじめの解決に向け、適応指導教室や児童相談所等、他の関係機関との連携についても積極的な検討を行う。

いじめられている児童への支援

解決が困難ないじめの問題が発生し、被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いている場合、学校はその問題の早期解決に全力を尽くすとともに、被害児童の学習や生活について、次のような支援を行い、被害児童を絶対に守り通す。

いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、教室への受入れが早期に行われるよう、学級指導等を行うとともに、被害児童の学習の機会の確保に努める。（別室登校や別室授業等）

いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保証するとともに、被害児童の登校を阻害している要因の解決に全力を尽くす。

被害児童が通常の学校生活を送れない状況にある際に行う学習活動の評価は、評価のための資料をできる限り収集するなどして、適正な評価に努める。学校は、被害児童が通常の学校生活を送れない状況が生じた場合は、すみやかに教育委員会へ報告し、学校と教育委員会、関係機関とが一体となって今後の対応策や支援方法について検討を進める。

家庭との連携

いじめの問題が発生した場合、その問題の解決状況による事無く、全ての事案について、家庭との連携が重要である。学校は、加害側、被害側それぞれの保護者に対し、経緯や現在の状況、学校での指導方針・指導経過を伝え、問題の早期解決に協力してもらうよう努める。

特に、被害児童の保護者に対しては、指導方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに、学校の対応状況や対応結果の報告を丁寧に行

う。また、加害児童の保護者に対しては、事実を正確に伝えるとともに、被害児童の心情と学校の指導方針の説明及び理解促進に努める。

学校は、校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得られるようにする。

(4) いじめの防止等に係る校内研修の実施

学校は、次に示すようないじめの未然防止・早期発見・早期対応等に係る校内研修を実施し、いじめの問題に対し適切に対応できるよう努める。

授業改善

いじめについての共通理解

学校いじめ基本方針の共通理解

よりよい児童理解の在り方

生徒指導交流会（配慮を要する児童等の情報交流）

携帯電話、スマートフォン、その他インターネットの利用に係る研修

いじめの問題に係る学校取組の評価・検証

(5) いじめの防止等に係る関係機関との連携

学校は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等の取組等を行うに際し、必要に応じ、以下の関係機関等との連携を図りながら取組を進める。

室蘭市教育委員会指導班～対応に係る連携、重大事態の報告窓口等～

室蘭市教育委員会生涯学習課（文化振興・青少年）～少年補導等～

室蘭市子育て支援課～情報提供・相談、スクール児童館等～

北海道教育委員会胆振教育局～情報提供、指導・助言・支援等～

室蘭児童相談所～情報提供・相談・通告等～

室蘭警察署～情報提供・相談・通報等～

室蘭市教育サポートセンターくじらん～通室状況、訪問アドバイザー等～

各地区子どもの安心・安全推進協議会等

児童館等～情報交換、連携等～

室蘭市教育研究所～研修事業～

法務局～人権教育、相談、連携等～

医療機関～情報提供依頼、相談、連携等～

(6) いじめの防止等の取組に係る取組の点検・充実

学校は、次に示すようないじめの未然防止・早期発見・早期対応等に係る取組の点検を行い、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

P D C A サイクルによる評価・検証

学校基本方針の検証・改善

各種取組の進捗状況チェック

ケース分析・検証

計画・取組の検証

いじめ防止等の取組の学校評価等への位置付け*

学校は、いじめの問題にかかわる学校の取組を学校評価の中に位置付け、適切に評価・点検するものとする。

※「海陽小学校いじめ防止基本方針」は「室蘭市いじめ防止基本方針（室蘭市教育委員会（令和4年9月改定））を基に、作成しています。